

第 156 回国会閣第 27 号に対する修正案

第 156 回国会衆議院内閣委員会可決

食品安全基本法案に対する修正案

食品安全基本法案の一部を次のように修正する。

第四条中「一連の」の下に「国の内外における」を加える。

第十七条（見出しを含む。）中「内外」を「国の内外」に改める。

附則に次の一条を加える。

（検討）

第八条 政府は、食品の安全性の確保を図るための諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。